一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	

第二項第二号中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局であって、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものの送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値
一、九八〇kHz以上四MHz以下	1　空中線電力が三三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 2　空中線電力が三三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値
四MHzを超えるもの	1　九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値 2　一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値 3　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

4　一、〇〇〇MHz以上五GHz未満の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値	

注　離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における当該搬送波に最も近い周波数までの差の周波数とする。

イ　陸上移動局の送信装置

(ア)　時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合

A　隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHzを超え一、八八五kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一、八八五kHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

注1　離調周波数は、それぞれの搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域における周波数までの差の周波数のうち最小のものとする。

2　隣接しない二の搬送波の間の周波数帯（当該周波数帯において当該二の搬送波以外の搬送波が送信されておらず、かつ、その周波数帯幅が四・九二MHz未満のものに限る。）については適用しない。

B　隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、八七五kHzを超え二、八七五kHz以下	任意の二五kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
二、八七五kHzを超え九・三七五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
九・三七五MHzを超えるもの	1　九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値 2　一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値